

資 料

米州人権裁判所判例における条約適合性統制

エドゥアルド・フェレル・マック＝グレゴル*

根岸陽太（訳）**

- I. 序論
- II. 先例
- III. 起源
- IV. 判例上の発展
- V. 規範的基礎
- VI. 構成要素
- VII. 目的

I. 序論

米州人権条約の国内的実施の達成度を上昇させるために、米州人権裁判所が取り組んできた最も新しく実効的な試みの一つは、「条約適合性統制（control de convencionalidad）」理論である。同理論は、米州人権裁判所によれば、主に「国際人権法、特に米州人権条約と裁判所判例を含むその法源」といった「国際法を適用するための原理」と理解される⁽¹⁾。

* 米州人権裁判所副所長，メキシコ国立自立大学法学研究所研究員・法学部教授。引用判例は2017年1月時点。

** 西南学院大学法学部講師，博士（法学）（早稲田大学），翻訳時には，日本学術振興会特別研究員，マックス・プランク比較公法・国際法研究所客員研究員。本稿は、「条約適合性統制」理論が米州人権裁判所判例で明示されてから10年が経過したことを記念して著者が書き下ろした論考の翻訳であり，翻訳者が2017年2月に米州人権裁判所に客員研究員として滞在したさいに依頼されたものである。

(1) *Gelman vs. Uruguay*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución

この条約適合性統制理論は、米州人権条約のすべての締約国に対して、いかなる国内法規範（憲法、法律、法令、規則、判例など）も、同条約に、より一般的には、米州法典（*corpus juris interamericano*）（または「条約適合性統制ブロック（*bloque de convencionalidad*）」とも呼ぶうる）に適合するよう解釈する国際義務を生じさせる⁽²⁾。国内法規範と米州法典の間に明白な不適合性が存在する場合には、国家機関は、国際的に認められている権利の侵害を回避するために、当該国内法規範の適用を控えなければならない。このように、国家機関は、条約適合性統制を職務上当然に（*ex officio*）実施しなければならないが、他方で実務的には、国家の内部で定められる各機関の権限および関連する手続規則の範囲内で行われる⁽³⁾。

II. 先例

Suárez Rosero vs. Ecuador 事件判決（1997年）など初期の先例はあるが、条約適合性統制理論の最も明白な起源は、恩赦法と自己恩赦の条約不適合性についての先駆的な判例である *Barrios Altos vs. Perú* 事件判決（2001年）である⁽⁴⁾。同事件において、米州人権裁判所は、条約適合性審査の対象となっている自己恩赦法が米州人権条約に明白に違反するがゆえに「法的効力を欠く」と判断し、当該法が本件の事実調査や責任者の特定・処罰にとっていかなる妨害ともなりえず、「米州人権条約により認められた諸権利の侵害を引き起こしたペル

de 20 de marzo de 2013, párr. 65.

- (2) 「条約適合性ブロック」については、ver el voto razonado en *Cabrera García y Montiel Flores vs. México*, Excepción Preliminar, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 26 de noviembre de 2010, Serie C No. 220, especialmente párrs. 26, 44-55, 61 y 66.
- (3) Ferrer Mac-Gregor, Eduardo, “Control de convencionalidad (sede interna)”, en Ferrer Mac-Gregor, E., Martínez Fernández, F., y Figueroa Mejía, G. (coord.), *Diccionario de Derecho Procesal Constitucional y Convencional*, Tomo I, México, Poder Judicial de la Federación, Consejo de la Judicatura Federal, y Universidad Nacional Autónoma de México, Instituto de Investigaciones Jurídicas, 2014, p. 233.
- (4) Véase en este sentido: *Suárez Rosero vs. Ecuador*, Fondo, Sentencia de 12 de noviembre de 1997, Serie C No. 35; *Barrios Altos vs. Perú*, Fondo, Sentencia de 14 de marzo de 2001, Serie C No. 75.

一での他の事件に対して同様また類似の影響を有しえない」との見解を表明した⁽⁵⁾。本判決の本案部分についての解釈では、米州人権条約に明白に違反する法律の発布それ自体が条約違反を構成して国際責任を生じさせると宣言され、それゆえに、「当該恩赦法によって構成された違反の性質から、*Barrios Altos vs. Perú* 事件本案判決で判断された事項は一般的効果 (efectos generales) を有する」と結論づけられた⁽⁶⁾。Cassese が述べたように⁽⁷⁾、上記の宣明は、国際裁判所がある種の憲法裁判所のように振る舞った最初の事例である。もう一つの重要な先例は、米州人権裁判所がチリ憲法に対して条約適合性統制を実施した“*La Última Tentación de Cristo (Olmedo Bustos y otros) vs. Chile* (2001年)”である。自身の権限が徐々に強化されたことで、米州人権裁判所は、欧州人権裁判所とは異なる射程ではあるが、ラテン・アメリカ地域にとっての一種の憲法裁判所に喩えられることになった⁽⁸⁾。

しかしながら、「条約適合性統制」という表現は、(*Barrios Altos* 事件に連なる先例である) *Myrna Mack Chang vs. Guatemala* 事件判決 (2003年) などの諸事件に付された Sergio García Ramírez 米州人権裁判所前判事の個別意見に由

(5) *Barrios Altos*, Sentencia, *supra* note 4, párr. 44.

(6) *Ibid.*, párr. 18.

(7) Cassese, Antonio, “Y-a-t-il un conflit insurmountable entre souveraineté des États et justice pénale internationale?”, en Cassese, Antonio y Delmas-Marty, Mireille (eds.), *Crimes Internationaux et juridictions internationales*, 2002, págs. 13 y 16 (国際裁判所が国家制度内で採択された国内法の法的効力の欠如を判断し、その帰結として、まるで当該法が制定されなかったように振る舞うよう国家を義務づけたのは初めてのことである)。Ver también Binder, Christina, “The prohibition of amnesties by the Inter-American Court of Human Rights”, 12 *German Law Journal* (2011) en 1212.

(8) Ver en general Burgorgue-Larsen, Laurence, “La Corte Interamericana de Derechos Humanos como Tribunal Constitucional”, en von Bogdandy, Armin, Fix-Fierro, Mariela, y Morales Antoniazzi, Mariela (coords.), *Ius constitucionale commune en América Latina. Rasgos, potencialidades y desafíos*, México, UNAM-IIJ/Institut Max Planck de Derecho Público comparado y Derecho Internacional, 2014, pp. 421-457; ver también, Ferrer Mac-Gregor, Eduardo, “La Corte Interamericana de Derechos Humanos como intérprete constitucional. Dimensión transnacional del derecho procesal constitucional”, en Valadés, Diego y Gutiérrez Rivas, Rodrigo (coords.), *Memoria del IV Congreso Nacional de Derecho Constitucional*, tomo III, México, IJ-UNAM, 2001, pp. 209-224.

来する。同意見では、「国際平面では、国家を分解し、当裁判所の手続において一つまたは複数の機関のみに当該国の代表を委ねることは不可能であり、他の機関を米州人権条約制度上の責務から免除させ、それらの行為を当裁判所の管轄権を伴う条約適合性統制の外部に置くことも不可能である」と説明されている⁽⁹⁾。*Tibi vs. Ecuador* 事件判決（2004年）では、「憲法裁判所が『合憲性 (constitucionalidad)』を統制するとすれば、国際人権裁判所はそれらの行為の条約適合性について裁定を下す」という意見も展開された⁽¹⁰⁾。さらには、*Vargas Areco vs. Paraguay* 事件判決（2006年）において、「条約適合性統制は確定的事実と米州人権条約との間の照合に基づく」と示唆された⁽¹¹⁾。Antonio Cançado Trindade 米州人権裁判所前判事（国際司法裁判所現判事）も、国際人権法を国内平面で実施するための仕組みとして条約適合性統制に言及している⁽¹²⁾。

Ⅲ. 誕生

条約適合性統制理論は、形式的には、*Almonacid Arellano y otros vs. Chile* 事件判決（2006年）において確立された⁽¹³⁾。本件では、数ある論点のなかでも、1978年政令法2.191号の制定および適用によるチリの国際責任に焦点が当てられた。この恩赦法は、1973年9月11日から1978年3月10日までに生じた犯罪行為のすべての責任者に対して包括的な恩赦を与えていた。司法府による同政令法の適用は、被害者である Luis Alfredo Almonacid Arellano 氏の超法的殺害に

(9) *Myrna Mack Chang vs. Guatemala*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 25 de noviembre de 2003, Serie C No. 101, Voto Concurrente Razonado del Juez Sergio García Ramírez, párr. 27.

(10) *Tibi vs. Ecuador*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 7 de septiembre de 2004, Serie C No. 114, Voto Concurrente Razonado del Juez Sergio García Ramírez, párr. 3.

(11) *Vargas Areco vs. Paraguay*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 26 de septiembre de 2006, Serie C No. 155, Voto Concurrente Razonado del Juez Sergio García Ramírez, párr. 6.

(12) *Trabajadores Cesados del Congreso (Aguado Alfaro y otros) vs. Perú*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 24 de noviembre de 2006, Serie C No. 158, Voto Concurrente Razonado del Juez Antonio Augusto Cançado Trindade, párrs. 2 y 3.

(13) *Almonacid Arellano y otros vs. Chile*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 26 de septiembre de 2006, Serie C No. 154, párr. 124.

関する調査の中止および事件の終結をもたらす即時的効果を有していた。本件の被害者は、1973年に Augusto Pinochet 将軍が率いたクーデターに引き続き生じていた重大な人権侵害の文脈において、警察によって処刑されていた。この事実は、米州人権条約1条1項〔権利尊重義務〕、8条〔公正な裁判を受ける権利〕および25条〔司法的保障を受ける権利〕の違反を構成するものであった。

米州人権裁判所は、移行期正義 (justicia transicional) に関する自身の判例にしたがい、上述の政令法が遡求的に (*ab initio*) 無効であると宣言し、たとえ立法府が米州人権条約に違反する法律を排除するという責務を果たさない場合にも、司法府が、同条約により保障される権利および自由を尊重しかつ確保する義務に依然として拘束されており、したがって、条約適合性統制を実現しなければならず、米州人権条約規定の効力がその趣旨および目的に反する法律の適用によって毀損されることのないよう留意せねばならないとの見解を示した。このように、米州人権裁判所は、司法府が、米州人権条約のみならず、同裁判所が同条約の究極的な解釈権限を持つ機関として自ら行った解釈をも考慮に入れる義務があるとの立場を明らかにした⁽¹⁴⁾。

この基準を確立するさいに、米州人権裁判所は、チリの司法府が将来の事件において、米州人権条約制度での逸脱不可能な (inderogables) 権利である正義 (justicia) への権利、真実 (verdad) を知る権利、賠償 (reparación) を受ける権利の侵害を回避することを求めた⁽¹⁵⁾。この意味については、「真実を知る権利は、米州人権条約8条および25条のもとで要件とされる捜査・処罰を通じて、権限ある国家機関が侵害行為とそれに関連する責任者の解明を要求する被害者らの権利または彼(女)らの近親者 (familiares) の権利に含まれる」との説明が加えられている⁽¹⁶⁾。1978年政令法2.191号がまさに真実を知る権利の実現を妨げていたことから、条約適合性統制は、司法手続を通じて重大な人権侵害の真実を解明するという締約国の義務の実施を司法府が確保する手段として機能したのである⁽¹⁷⁾。

(14) *Ibid.*, párr. 124.

(15) *Ibid.*, párr. 112.

(16) *Ibid.*, párr. 148.

(17) *Ibid.*, párr. 150.

IV. 判例上の発展

今日に至るまで、先例としての *Almonacid Arellano* 事件判決は、いくつかの微妙な変化を伴いながらも、繰り返し言及されてきた。その変化の一つは、*Almonacid Arellano* 事件判決の 2 ヶ月後に下された *Trabajadores Cesados del Congreso (Aguado Alfaro y otros) vs. Perú* 事件判決に見られる⁽¹⁸⁾。実際に、本判決は、*Almonacid Arellano* 事件判決で示された条約適合性統制に関する基準を援用したが、二つの側面で「明確化」を図っている。すなわち、条約適合性統制が (i) 当事者による要請の必要なく「職務上当然に (de oficio)」行われること、(ii) 各機関の権限および相当する手続規則の範囲内において、申立の受理可能性や根拠に関する他の形式的・実質的理由も考慮しつつ、実施されなければならないことである。

同様の理論的発展として、*Boyce y otros vs. Barbados* 事件判決 (2007年) では、条約適合性統制が憲法規範を含む法制度上のすべての規範に対して実施されなければならないとの言明が付された⁽¹⁹⁾。*Radilla Pacheco vs. México* 事件判決 (2009年) では、たとえ国内法規範それ自体が条約基準に不適合とはいえない場合であっても、当該規範を条約適合的に解釈する義務が条約適合性統制に含まれるとされた⁽²⁰⁾。*Gelman vs. Uruguay* 事件判決 (2011年) では、条約適合性統制が規範の創設に関わる立法府の任務に影響を与えるために、それらの規範を米州法典に適合させることが要件となると明示された⁽²¹⁾。これらの判決が示すように、条約適合性統制はその誕生後に進化を遂げており、それゆえ、同概念の理解に関しては、*Almonacid Arellano* 事件判決で確立された基準のみが根拠となっているわけではないと言えよう。

ところで、条約適合性統制の適用は、従来考えられてきたように、争訟事

(18) *Trabajadores Cesados del Congreso (Aguado Alfaro y otros)*, Sentencia, *supra* note 12, párr. 128.

(19) *Boyce y otros vs. Barbados*, Excepción Preliminar, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 20 de noviembre de 2007, Serie C No. 169, párr. 78 y 79.

(20) *Radilla Pacheco vs. México*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 23 de Noviembre de 2009, Serie C No. 209, párr. 339.

(21) *Gelman vs. Uruguay*, Fondo y Reparaciones, Sentencia de 24 de febrero de 2011 Serie C No. 221, párr. 239.

件、判決遵守監視、仮保全措置のみに関わるわけではない。だからこそ、米州人権裁判所は、勧告的意見21号（2014年）を採択したさいに、人間の基本的権利の保障を追求するうえで、条約適合性統制が同裁判所の非争訟的機能の文脈においても実施されなければならないと強調したのである⁽²²⁾。

a) 争訟事件

Almonacid Arellano vs. Chile 事件判決（2006年）での表明を起点として、米州人権裁判所は、23の事件において、「条約適合性統制」が持つ多様な側面を明らかにしてきた。それら事件の判決では、米州人権裁判所の管轄権を承諾した米州人権条約締約国の大部分にあたる17の異なる締約国の国際責任が認定されている（アルゼンチン⁽²³⁾、バルバドス⁽²⁴⁾、ボリビア⁽²⁵⁾、ブラジル⁽²⁶⁾、チリ⁽²⁷⁾、コロンビア⁽²⁸⁾、エクアドル⁽²⁹⁾、グアテマラ⁽³⁰⁾、ホンジュラス⁽³¹⁾、メキ

(22) *Derechos y garantías de niñas y niños en el contexto de la migración y/o en necesidad de protección internacional*. Opinión Consultiva OC-21/14 de 19 de agosto de 2014. Serie A No. 21, párr. 31.

(23) *Fonvecchia y D'Amico vs. Argentina*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 29 de noviembre de 2011, Serie C No. 238, párrs. 93, 94 y 113. (本件では、アルゼンチンにおける法改正と判例変更が考慮され、米州人権条約2条違反が存在しないと判断された。); *Furlan y Familiares vs. Argentina*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 31 de agosto de 2012, Serie C No. 246, párrs. 303 a 305; *Mendoza y otros vs. Argentina*, Excepciones Preliminares, Fondo y Reparaciones, Sentencia de 14 de mayo de 2013, Serie C No. 260, párr. 221.

(24) *Boyce*, *supra* note 19, párr. 79.

(25) *Ibsen Cárdenas e Ibsen Peña vs. Bolivia*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 1 de septiembre de 2010, Serie C No. 217, párr. 202; *Andrade Salmón vs. Bolivia*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 1 de diciembre de 2016, Serie C No. 330, párr. 93. (本件では、適切な条約適合性統制および補完性原則を理由として、関連する条約規定の違反が存在しないと判断された。)

(26) *Gomes Lund y Otros (Guerrilha do Araguaia) vs. Brasil*, Excepciones preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 24 de noviembre de 2010, Serie C No. 219, párrs. 49 y 106; *Trabajadores de la Hacienda Brasil Verde vs. Brasil*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 20 de octubre de 2016. Serie C No. 318, párr. 408.

(27) *Almonacid Arellano*, Sentencia, *supra* note 13, párr. 124; *Atala Rifo y Niñas vs. Chile*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 24 de febrero de 2012,

シコ⁽³²⁾, パナマ⁽³³⁾, パラグアイ⁽³⁴⁾, ペルー⁽³⁵⁾, ドミニカ共和国⁽³⁶⁾, スリナム⁽³⁷⁾, ウルグアイ⁽³⁸⁾, ベネズエラ⁽³⁹⁾。

このように、米州人権裁判所は「条約適合性統制」の様相を段階的に明らか

Serie C No. 239, párrs. 282 a 284.

- (28) *Manuel Cepeda Vargas vs. Colombia*, Excepciones Preliminares, Fondo y Reparaciones, Sentencia de 26 de mayo de 2010, Serie C No. 213, párr. 208, nota al pie 307; *Masacre de Santo Domingo vs. Colombia*, Excepciones Preliminares, Fondo y Reparaciones, Sentencia de 30 de noviembre de 2012, Serie C No. 259, párrs. 142 a 144.
- (29) *García Ibarra y otros vs. Ecuador*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 17 de noviembre de 2015, Serie C No. 306, párrs. 102 y 103.
- (30) *Masacres de Río Negro vs. Guatemala*, Excepción Preliminar, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 4 de septiembre de 2012, Serie C No. 250, párr. 262; *Gudiel Álvarez y otros (“Diario Militar”) vs. Guatemala*, Fondo Reparaciones y Costas, Sentencia de 20 noviembre de 2012, Serie C No. 253, párr. 330; *Chinchilla Sandoval vs. Guatemala*, Excepción Preliminar, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 29 de febrero de 2016, Serie C No. 312, párr. 242; *Miembros de la Aldea Chichupac y comunidades vecinas del Municipio de Rabinal vs. Guatemala*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 30 de noviembre de 2016, Serie C No. 328, párr. 289.
- (31) *Comunidad Garífuna de Punta Piedra y sus miembros vs. Honduras*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 08 de octubre de 2015, Serie C No. 304, párr. 346.
- (32) *Radilla Pacheco*, Sentencia, *supra* note 20, párr. 339 y nota al pie 321; *Fernández Ortega y Otros vs. México*, Excepción Preliminar, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 30 de agosto de 2010, Serie C No. 215, párrs. 236 y 237; *Rosendo Cantú y otra vs. México*, Excepción Preliminar, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 31 de agosto de 2010. Serie C No. 216, párrs. 219 y 220; y *Cabrera García y Montiel Flores*, Sentencia, *supra* note 2, párrs. 21 y 225 a 233.
- (33) *Heliodoro Portugal vs. Panamá*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 12 de agosto de 2008, Serie C No. 186, párr. 180; *Vélez Loor vs. Panamá*, Excepciones preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas Sentencia de 23 de noviembre de 2010. Serie C No. 218, párr. 287.
- (34) *La Comunidad Indígena Xákmok Kásek vs. Paraguay*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 24 de agosto de 2010, Serie C No. 214, párr. 311.
- (35) *Trabajadores Cesados del Congreso, Sentencia, supra* note 12, párr. 128; *La Cantuta vs. Perú*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 29 de noviembre

にしてきた⁽⁴⁰⁾。その範囲も、裁判官や司法に携わる機関だけでなく、立法府を含む⁽⁴¹⁾、より一般的にすべての国家機関にまで拡大され⁽⁴²⁾、その対象も米州人権裁判所判決の適切な遵守にまで及ぶことになった⁽⁴³⁾。

de 2006, Serie C No. 162, párr. 173 y 189 (本件において、米州人権裁判所は、米州人権条約 2 条 (4 条, 5 条, 7 条, 8 条 1 項, 25 条および 1 条 1 項との関連) の審査について両極端の結論を導いた。一方で、本件において問題となる政令法が適用されていた期間に、被告国が国内法を米州人権条約に適合させる義務を果たさなかったとの判断を示した。他方で、この判断とは独立して、米州人権裁判所は、その後から判断の時点に至るまで、全般的効果を帯びる *Barios Altos* 事件判決において米州人権条約に遡求的に不適合であると宣言されたような、恩赦法の効果のある時点で生じさせないように確保する適切な措置を執ったことから、締約国が米州人権条約 2 条に基づく上記の義務を果たしていなかったとの事実は証明されていないとの意見を示した。結果として、当該恩赦法はそれ以上効果を有することなく、判断時点でもそれ以降の時点においても効果を生じ得ないとされた。また、*Tenorio Roca y otros vs. Perú*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 22 de junio de 2016, Serie C No. 314, párrs. 231 a 233. (本件では、米州基準に合わせて強制失踪を犯罪類型化した点が積極的に評価されたが、その国内法規範が改正されていない限りで米州人権条約 2 条に違反していたと判断された。)

- (36) *Las Personas Dominicanas y Haitianas Expulsadas vs. República Dominicana*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 28 de agosto de 2014. Serie C No. 282, párr. 311.
- (37) *Liakat Ali Alibux vs. Surinam*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 30 de enero de 2014. Serie C No. 276, párr. 124 (本件において、米州人権裁判所は米州人権条約が条約適合性統制を実現する手段を定めていないと述べるにとどまった。)
- (38) *Gelman*, Sentencia, *supra* note 21, párrs. 193 y 239.
- (39) *Chocrón Chocrón vs. Venezuela*, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 1 de julio de 2011, Serie C No. 227, párrs. 164, 165 y 172; *López Mendoza Vs. Venezuela. Fondo Reparaciones y Costas*. Sentencia de 1 de septiembre de 2011. Serie C No. 233, párrs. 226 a 228.
- (40) 特に重要な手法として、véanse los casos de *Heliodoro Portugal*, *supra* note 33; *Radilla Pacheco*, Sentencia, *supra* note 20; *Cabrera García y Montiel Flores*, Sentencia, *supra* note 3; *Gelman*, Sentencia, *supra* note 21, así como la supervisión de cumplimiento de esta última sentencia, *supra* note 1.
- (41) *Gelman*, Sentencia, *supra* note 21, párr. 239.
- (42) *Cabrera García y Montiel Flores*, Sentencia, *supra* note 3, párr. 225.

いくつかの事件において、米州人権裁判所は、国内機関によって、または国内平面で行われた法規範の変更によって実現された条約適合性統制を評価しており⁽⁴⁴⁾、米州人権条約の違反認定を行わなかった。最近の手法として、国内平面における「適切な (*adecuado*) 条約適合性統制」について態度が明らかにされている。*Tenorio Roca y otros Vs. Perú* (2016年)において、米州人権裁判所は、〔刑法典320条における〕強制失踪の犯罪類型と〔最高裁判所による〕決定9-2009/CJ-116号の厳格な基準との関係において、国内裁判所がそれらを条約基準に適合させたことで、一適時かつ的確な (*oportuno y acertado*) 一条約適合性統制を実施した点を積極的に評価した。この時宜を得た条約適合性統制は、Tenorio Roca 氏の失踪について公開の調査または訴訟の実効的な進展を国内平面で妨害されない状況を作り出した。しかしながら、米州人権裁判所は、本件の具体的文脈において、上記の実践が認められるとはいえ、刑法典320条における強制失踪の犯罪類型が継続して効力を有しており、同条が国際基準に正確に適合していなかった以上、ペルーが米州人権条約2条および米州強制失踪条約3条の遵守を怠り続けていたという事実を不問にしたり、無かったことにするものではないという点についても強調している⁽⁴⁵⁾。

この先例とは異なり、*Andrade Salmón Vs. Bolivia* 事件判決 (2016年) では、「補完性 (*complementariedad*) 原則」が考慮に入れられ、当事国が「適切な条約適合性統制」を果たしたことで当該国の国際責任が認定されなかった⁽⁴⁶⁾。

b) 勧告的意見

条約適合性統制の適用は、争訟事件の本案判断に関わらない決定においても発展を遂げてきた。この非争訟的な手法として、米州人権裁判所は、勧告的意見21号 (2014年) を採択するさいに次の点を明確にした。「締約国の様々な機関は、米州人権裁判所が非争訟的または勧告的管轄権を行使するさいに示した見解に基づき、相応の条約適合性統制を実施する必要がある。というのも、勧告的管轄権は、疑いなく、『人間の基本的権利の保障』という米州人権条約制度の目的を争訟管轄権と共有しているからである」⁽⁴⁷⁾。さらに、米州人権裁判

(43) *Gelman*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, *supra* note 1, párrs. 67 y ss.

(44) Véase en este sentido: *Fontevicchia y D'Amico*, *supra* note 23, párrs. 93, 94 y 113 (Nota 23); *La Cantuta*, *supra* note 35, párr. 173 y 189 (Nota 35).

(45) *Tenorio Roca*, *supra* note 35, párrs. 231 a 233.

(46) *Andrade Salmón*, *supra* note 25, párrs. 93, 94, 100 y 102.

所は、「解釈された条約規範 (norma convencional interpretada)」(既解力 (*res interpretata*)) に基づき⁽⁴⁸⁾、(米州人権条約の非締約国を含む) 米州機構の加盟国すべての機関が、人権の実効的な尊重および確保を予防的に達成するための法源を考慮に入れるとの説明を加えた⁽⁴⁹⁾。上述の言明を踏まえ、最近の勧告的意見22号(2016年)では、米州人権条約または同条約制度の他の関連する条約を解釈する勧告的機能の主要な目的のもとで、勧告的意見が「ある意味で、予防的 (preventivo) 条約適合性統制としての固有の機能を果たす」と述べられた⁽⁵⁰⁾。

米州人権裁判所は、ラテン・アメリカ諸国の最高位の裁判所が、自身の判決の拘束力に言及したり、米州人権判例を考慮に入れて条約適合性統制を受容または適用した事例を列挙してきている。その事例には、アルゼンチン⁽⁵¹⁾、ボリビア⁽⁵²⁾、コロンビア⁽⁵³⁾、コスタ・リカ⁽⁵⁴⁾、グアテマラ⁽⁵⁵⁾、メキシコ⁽⁵⁶⁾、パ

(47) *Opinión Consultiva OC-21/14, supra* note 22, párr. 31.

(48) 「解釈された条約規範」という表現は、Gelman 事件判決遵守監視において初めて用いられた。Gelman, *Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, supra* note 1, párrs. 67 y ss.; 事件当事者に直接的に向けられた判決の効力(既判力)とすべての締約国に間接的に向けられた判例の効力(既解力)との区別、および条約適合性統制との関係については、véase asimismo mi voto razonado en este caso (especialmente párrs. 22 y ss.)

(49) *Opinión Consultiva OC-21/14, supra* note 22, párr. 31.

(50) *Titularidad de derechos de las personas jurídicas en el sistema interamericano de derechos humanos (Interpretación y alcance del artículo 1.2, en relación con los artículos 1.1, 8, 11.2, 13, 16, 21, 24, 25, 29, 30, 44, 46, y 62.3 de la Convención Americana sobre Derechos Humanos, así como del artículo 8.1 A y B del Protocolo de San Salvador)*, Opinión Consultiva OC-22/16 de 26 de febrero de 2016, Serie A No. 22, párr. 26.

(51) Sentencia emitida el 23 de diciembre de 2004 por la Corte Suprema de Justicia de la Nación, República Argentina (Expediente 224. XXXIX), “Espósito, Miguel Ángel s/ incidente de prescripción de la acción penal promovido por su defensa”, considerando 6; y Sentencia de la Corte Suprema de Justicia de la Nación de Argentina, Mazzeo, Julio Lilo y otros, recurso de casación e inconstitucionalidad. M. 2333. XLII. y otros de 13 de Julio de 2007, párr. 20.

(52) Sentencia emitida el 10 de mayo de 2010 por el Tribunal Constitucional de Bolivia (Expediente No. 2006-13381-27-RAC), apartado III. 3. sobre “El Sistema Interamericano de Derechos Humanos. Fundamentos y efectos de las Sentencias emanadas de la Corte Interamericana de Derechos Humanos”.

ナマ⁽⁵⁷⁾, バルー⁽⁵⁸⁾, ドミニカ共和国⁽⁵⁹⁾が含まれる。同様に, 米州人権裁判所は, 米州人権条約違反の認定を基礎づけ, 定着させるために, 国内判例を参照している⁽⁶⁰⁾。

-
- (53) En ese punto, la Corte Constitucional Colombiana cita las sentencias C-360 de 2005 y C-936 de 2010 y Sentencia C-010/00 emitida el 19 de enero de 2000 por la Corte Constitucional Colombiana, párr. 6, reiterada en las sentencias T-1391 de 2001 y C-097 de 2003.
- (54) Sentencia de 9 de mayo de 1995 emitida por la Sala Constitucional de la Corte Suprema de Justicia de Costa Rica. Acción Inconstitucional. Voto 2313-95 (Expediente 0421-S-90), considerando VII.
- (55) Decisión de la Cámara Penal de la Corte Suprema de Justicia de Guatemala No. MP001/2005/46063 de 11 de diciembre de 2009; Decisión de la Cámara Penal de la Corte Suprema de Justicia de Guatemala No. MP001/2008/63814 de 11 de diciembre de 2009; Decisión de la Cámara Penal de la Corte Suprema de Justicia de Guatemala No. MP001/2009/10170 de 11 de diciembre de 2009; Decisión de la Cámara Penal de la Corte Suprema de Justicia de Guatemala No. MP001/2008/2506 de 11 de diciembre de 2009.
- (56) Pleno de la Suprema Corte de Justicia de la Nación de México, Expediente Varios 912/2010, decisión de 14 de julio de 2011, párrafo 19.
- (57) Corte Suprema de Justicia de Panamá, Acuerdo No. 240 de 12 de mayo de 2010, mediante el cual se da cumplimiento a la sentencia de 27 de enero de 2009, de la Corte Interamericana de Derechos Humanos en el caso Santander Tristán Donoso contra Panamá; y Corte Suprema de Justicia de Panamá, Sala Penal, Sentencia de 12 de mayo de 2010.
- (58) Sentencia emitida el 21 de julio de 2006 por el Tribunal Constitucional del Perú (Expediente No. 2730-2006-PA/TC), fundamento 12; y Sentencia 00007-2007-PI/TC emitida el 19 de junio de 2007 por el Pleno del Tribunal Constitucional del Perú (Colegio de Abogados del Callao c. Congreso de la República), fundamento 26.
- (59) Resolución No. 1920-2003 emitida el 13 de noviembre de 2003 por la Suprema Corte de Justicia de República Dominicana.
- (60) *La Masacre de Mapiripán* 事件判決において, 米州人権裁判所は, 米州人権条約 4 条・5 条・22 条のもとで強制的に失踪させられない権利を発展させる根拠として, コロンビア憲法裁判所による T/025-04 判決を明示的に引用した。*La Masacre de Mapiripán vs. Colombia*, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 15 de septiembre de 2005, Serie C No. 134, párr. 174 y ss. Véase asimismo casos *Pueblo Indígena Kichwa de Sarayaku vs. Ecuador*, Fondo y Reparaciones, Sentencia de 27 de junio de 2012, Serie C No. 245, párrs. 159,

米州人権裁判所は、「条約適合性統制」を実施する締約国の義務について、当該国に対する自身の判決が事件当事国として下されたか否かによって、二つの類似した異なる特徴を見いだしうることを判例のなかで明確にした。米州人権裁判所の管轄権に服する事件の当事国に対して下された判決が存在する場合には、裁判官や司法行政に携わる機関を含むすべての国家機関もまた、米州人権条約および当該判決に服することになる。そして、すべての国家機関は、条約規定およびその帰結としての判決の効力が、その趣旨および目的に反する法律の適用や、当該判決の全体もしくは一部の遵守を実現不可能とする司法的・行政的判断によって、毀損されないよう留意せねばならない。すなわち、この前提に立てば、当事国が当該判決を遵守し適用する義務を負うという理由により、国際的な既判力（*cosa juzgada*）が存在することになる⁽⁶¹⁾。

米州人権裁判所判例により発展を遂げた「条約適合性統制」は、同裁判所が自身の専門的知見に委ねられた争訟事件において条約違反を審査する場合のみに限定されるわけではない。Antonio Cançado Trindade 前判事が *Trabajadores Cesados del Congreso (Aguado Alfaro y Otros) vs. Perú* 事件判決の解釈申立に対す

164, 182, 186, 202 y 208; *Gomes Lund, supra* note 26, párrs. 163 a 169, *o Gelman, Sentencia, supra* note 21, párrs. 215 a 224. この手法では、米州地域の比較法の観点から、判例上の最新の発展が考慮に入れられている。たとえば、*Comunidad Indígena Garífuna Punta Piedras* 事件判決において、米州人権裁判所は、コロンビア憲法裁判所が下した T-387/13 判決を考慮し、共同体の財産の使用および享受を確保するために、国内法上の保全義務を承認した。*Comunidad Garífuna Punta Piedras, supra* note 31, párr. 178. 同様に、*Gonzales Lluy* 事件では、コスタ・リカ最高裁判所憲法部による No. 7784-05 判決が参照され、子どもの最善の利益は、健康を理由とした子どもに対する差別を正当化するために用いられないとの見解が示された。*Gonzales Lluy vs. Ecuador. Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia del 1 de septiembre de 2015, Serie C No. 298, párr. 265.* 最新の事例として、同性パートナーの遺族年金に関する *Duque* 事件では、法の下での平等を規定する米州人権条約24条違反を検討するうえで、締約国の最高位裁判所による様々な判断が考慮されている。*Caso Duque vs. Colombia, Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 26 de febrero e 2016, Serie C No. 310, párrs. 112 a 118.*

(61) *Gelman, Supervisión, supra* note 1, considerandos 67 y 68; *las Masacres de Ituango vs. Colombia, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de mayo de 2013, considerando 29.*

る判断において表明したように、「米州人権裁判所が判決解釈手続において条約適合性統制の責務から免除され、すでに発生しつつあるように思われる潜在的な問題の審査を後続の判決遵守監視に残すことは許容できない」のである⁽⁶²⁾。のちに、米州人権裁判所は、争訟事件の判決遵守監視において条約適合性統制を適用し始めるのである。

c) 判決遵守監視

今日に至るまで、判決遵守監視に関する決定において米州人権裁判所が条約適合性統制について言及した事例は19件を数えており、そのうち7つが *Gelman vs. Uruguay* 事件判決の遵守監視決定が宣告された以前の事例にあたり、12の事例がその後に行われた監視決定にあたる。2008年から2012年の間に、米州人権裁判所は、下記の諸事件において判決遵守監視決定を採択した。*Fermín Ramírez y Raxcacó Reyes vs. Guatemala* (2008年5月9日)⁽⁶³⁾、*Zambrano Vélez y otros vs. Ecuador* 事件 (2009年9月21日)⁽⁶⁴⁾、*Bámaca Velásquez vs. Guatemala* 事件 (2010年11月18日)⁽⁶⁵⁾、*Castillo Petruzzi y otros vs. Perú* 事件 (2011年7月1日)⁽⁶⁶⁾、*Loayza Tamayo vs. Perú* 事件 (2011年7月1日)⁽⁶⁷⁾、*Lori Berenson Mejía vs. Perú* 事件 (2012年7月20日)⁽⁶⁸⁾、*Apitz Barbera y Otros (“Corte Primera de lo Contencioso Administrativo”) vs. Venezuela* 事件 (2012年11月23日)⁽⁶⁹⁾。

(62) *Trabajadores Cesados del Congreso (Aguado Alfaro y Otros) vs. Perú*, Solicitud de Interpretación de la Sentencia de Excepciones Preliminares, Fondo, Reparaciones y Costas, Sentencia de 30 de Noviembre de 2007 Serie C No. 174, Voto Disidente del Juez A.A. Cançado Trindade, párr. 49.

(63) *Fermín Ramírez vs. Guatemala*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 9 mayo de 2008, considerando 63.

(64) *Zambrano Vélez y otros Vs. Ecuador*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de septiembre de 2009, considerandos 32, 33, 42, 43, 46 y 49.

(65) *Bámaca Velásquez vs. Guatemala*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de noviembre de 2010, considerandos 22, 23, 32 y 33.

(66) *Castillo Petruzzi y otros vs. Perú*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de julio de 2011, considerados 6, 9 y 10-21.

(67) *Loayza Tamayo vs. Perú*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de julio de 2011, considerandos 24-35.

(68) *Lori Berenson Mejía vs. Perú*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 20 de junio de 2012, considerandos 10-18.

(69) *Apitz Barbera y Otros (“Corte Primera de lo Contencioso Administrativo”) vs.*

この視点が引き継がれ、*Gelman vs. Uruguay* 事件判決に関する2013年の遵守監視決定から⁽⁷⁰⁾、条約適合性統制の上述の機能がより恒常的に実施されてきた。現時点までの約3年間に、下記の12の判決遵守監視決定で条約適合性統制が米州人権裁判所によって言及されている。*Radilla Pacheco vs. México* 事件(2013年5月14日)⁽⁷¹⁾、*González y otras (“Campo Algodonero”) vs. México* 事件(2013年5月21日)⁽⁷²⁾、*las Masacres de Ituango vs. Colombia* 事件(2013年5月21日)⁽⁷³⁾、*Anzualdo Castro vs. Perú* 事件(2013年8月21日)⁽⁷⁴⁾、*Cabrera García y Montiel Flores vs. México* 事件(2013年8月21日)⁽⁷⁵⁾、*Castañeda Gutman vs. México* 事件(2013年8月28日)⁽⁷⁶⁾、グアテマラに対する11判決の合同遵守監視(2014年8月21日)⁽⁷⁷⁾、*Masacres de Río Negro y Gudiel Álvarez y otros vs. Guatemala* 事件(2014年8月21日)⁽⁷⁸⁾、*Gomes Lund y otros (“Guerrilha do Araguaia”) vs. Brasil* 事件(2014年10月17日)⁽⁷⁹⁾、*Cabrera García y Montiel Flores vs. México* 事件(2015年4月17日)⁽⁸⁰⁾、*Radilla Pacheco, Fernández Ortega y Rosendo Cantú vs.*

Venezuela, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 23 de noviembre de 2012, considerados 19–26 y 39.

- (70) *Gelman*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, *supra* note 1.
- (71) *Radilla Pacheco vs. México*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 14 de mayo de 2013, considerandos 4, 5, 6, 19, 26, 27, 31.
- (72) *González y otras (“Campo Algodonero”) vs. México*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 21 de mayo de 2013, considerando 78.
- (73) *Las Masacres de Ituango*, *supra* note 61, considerandos 29 y 30.
- (74) *Anzualdo Castro vs. Perú*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 21 de agosto de 2013, considerandos 23, 24, 25, 26.
- (75) *Cabrera García y Montiel Flores vs. México*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 21 de agosto de 2013, considerandos 5, 6, 36 y 38.
- (76) *Castañeda Gutman vs. México*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 28 de agosto de 2013, considerandos 21–27.
- (77) *Cfr. Caso Supervisión conjunta de 11 casos Vs. Guatemala. Supervisión de Cumplimiento de Sentencia*. Resolución de la Corte Interamericana de Derechos Humanos de 21 de agosto de 2014, considerandos 9 y 17.
- (78) *Cfr. Casos Masacres de Río Negro y Gudiel Álvarez y otros Vs. Guatemala. Supervisión de Cumplimiento de Sentencia*. Resolución de la Corte Interamericana de Derechos Humanos de 21 de agosto de 2014, considerandos 6, 16 y 17.
- (79) *Cfr. Caso Gomes Lund y otros (“Guerrilha do Araguaia”) Vs. Brasil. Supervisión de Cumplimiento de Sentencia*. Resolución de la Corte Interamericana de Derechos Humanos de 17 de octubre de 2014, considerando 17 al 19.

México 事件 (2015年4月17日)⁽⁸¹⁾, グアテマラに対する12判決の合同遵守監視 (2015年11月24日)⁽⁸²⁾。

米州人権裁判所は、以下の点を強調している。「米州人権裁判所判決の遵守または実施において国際的な既判力が存在する場合、特にその遵守が国内裁判官に委ねられる場合には、条約適合性統制が重要な役割を持つ⁽⁸³⁾。司法機関は、決定された内容の遵守を妨げる国内の規範、解釈および実践に対して、米州人権条約および米州人権裁判所判決を優先させる機能を有する⁽⁸⁴⁾。この任務において、米州人権条約のみならず、同条約の究極的な解釈権限を持つ米州人権裁判所が行った解釈も考慮に入れられなければならない」⁽⁸⁵⁾。

(80) *Cabrera García y Montiel Flores vs. México*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 17 de abril de 2015, considerandos 3 al 23.

(81) *Casos Radilla Pacheco, Fernández Ortega y otros, y Rosendo Cantú y otra vs. México*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, Resolución de 17 de abril de 2015, considerandos 3 al 23.

(82) *12 Casos Guatemaltecos Vs. Guatemala. Supervisión de Cumplimiento de Sentencia*. Resolución de la Corte Interamericana de Derechos Humanos de 24 de noviembre de 2015, considerandos 68 y 142.

(83) 米州人権裁判所は、ある国家が米州人権条約などの条約の当事国である場合には、すべての階位の裁判官および司法行政に携わる他の機関を含む、すべての国家機関も条約に拘束され、条約規定およびその帰結としての判決の効力がその趣旨および目的に反する法律の適用や、当該判決の全体もしくは一部の遵守を実現不可能とする司法的・行政的判断によって毀損されないよう留意せねばならないと述べた。すなわち、すべての国家機関は、職務上当然に、各機関の権限および相当する手続規則の範囲内において、国内法規範と米州人権条約の間の「条約適合性統制」を実施するよう義務づけられている。条約適合性統制は、国際法を適用するための手法として作用する原理である。*Gelman*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, *supra* note 1, considerandos 65 a 68.

(84) *Apitz Barbera*, *supra* note 69, considerando 26; *Las Masacres de Ituango*, *supra* note 61, considerando 30, y *Casos Masacres de Río Negro y Gudiel Álvarez y otros Vs. Guatemala. Supervisión de Cumplimiento de Sentencia*. Resolución de la Corte Interamericana de Derechos Humanos de 21 de agosto de 2014, considerando 16.

(85) *Almonacid Arellano*, Sentencia, *supra* note 13, párr. 124; *Furlan y Familiares*, *supra* note 23, párr. 303, y *Casos Masacres de Río Negro y Gudiel Álvarez y otros Vs. Guatemala. Supervisión de Cumplimiento de Sentencia*. Resolución de la Corte Interamericana de Derechos Humanos de 21 de agosto de 2014,

米州人権裁判所は、判決遵守監視の段階でのいくつかの事例において、将来における同様の事例の再発を防止するために必要な法的、行政的および他の措置をとる義務、とくに国内法を〔国際基準に〕適合させる義務に言及し、国内裁判所による「条約適合性統制」を通じて米州人権条約に違反していた規範を廃止した締約国の努力を積極的に評価している⁽⁸⁶⁾。このように、締約国の行政府・立法府・司法府を介して、破棄、改正または新たな解釈など、米州人権条約に違反する国内法規範の効力を失わせるための措置がとられてきた。その結果として、国内法秩序において新たな憲法的・法律的地位を持つ規範が効力を有し⁽⁸⁷⁾、それらの内容は国際人権法の諸基準の遵守に向けられてきた⁽⁸⁸⁾。

この点、*Castañeda Gutman vs. México* 事件判決の遵守監視の段階において、国内裁判所による条約適合性統制の適切な適用に基づき、締約国が2008年8月6日に下された先決的抗弁・本案・賠償・費用判決の第6点の決定を遵守した点が考慮に入れられた。

同判決では、「当事国は、2007年11月13日の憲法改正の規定に即して市民的権利の保障手続を規定する二次的立法および規範を調整し、その手段を通じて被選挙権に関する法的規律の合憲性に対する申立てを行う可能性を市民に実効的に保障するために、合理的な期間内に、国内法を米州人権条約に適合させなければならない」と判断された。この点に関して、米州人権裁判所は、当事者から提出された証拠を分析し⁽⁸⁹⁾、「〔これらの〕司法的判断は、締約国によつ

considerando 16.

(86) *Zambrano Vélez*, *supra* note 64, considerando 32; *Castillo Petruzzi*, *supra* note 66, considerando 9; *Loayza Tamayo*, *supra* note 67, considerandos 27-33; *Radilla Pacheco*, Supervisión (2013), *supra* note 71, considerando 19; *González*, *supra* note 72, considerando 78; *Anzualdo Castro*, *supra* note 74, considerando 26; *Cabrera García y Montiel Flores*, Supervisión (2013), *supra* note 75, considerando 6 y 38.

(87) *Zambrano Vélez*, *supra* note 64, considerando 49; *Castillo Petruzzi*, *supra* note 66, considerando 19.

(88) *Castillo Petruzzi*, *supra* note 66, considerando 19; *Loayza Tamayo*, *supra* note 67, considerando 34; *Lori Berenson Mejía*, *supra* note 68, considerando 17.

(89) *Castañeda Gutman* 事件判決の遵守監視決定では、米州人権裁判所が「本判決で実効的救済を受ける権利の侵害を宣言する根拠となった、司法的保障へのアクセス可能性およびその実効性に関する制限を適用する」基準が導かれた。「この意味で、2010年6月1日および2011年6月15日の判決において、連邦選挙裁判所最高法廷は、被選挙権との関係において違憲性を疑われ

て着手された憲法上および法律上の改正が、具体的事案において選挙法の合憲性を問うための手続を存在させるに至った[ことを示していた]ことを認め⁽⁹⁰⁾、「個別の候補者が被選挙権の侵害を訴えた具体的事案において、本件で検討された政治的選挙における救済へのアクセスについて、選挙異議申立法[80条1項d]に規定される受理不可能の理由が適用されなかったことが司法的実践により示されている」と付言した⁽⁹¹⁾。

さらに、米州人権裁判所は次の点も想起している。「米州人権条約に含まれる権利を保証する手段は、同条約2条に基づく義務にしたがい国内法規範を削除したり制定したりすることだけに限られない。この義務は、国家実行の展開が同条約により認められる権利および自由の実効的な保障をもたらすことを要件としている。その帰結として、規範の存在それ自体は、それが適切に適用されうることを保障するものではない。当該規範の適用とその解釈が、司法的実践と法秩序の表明として、米州人権条約2条が追求する目的に沿わなければならない。すなわち、当裁判所は、すべての階位における裁判官および司法行政に携わる機関が、明らかに各機関の権限および相当する手続規則の範囲内において、国内法と米州人権条約の間の適合性を職務上当然に実施しなければならないことを強調する。この任務において、米州人権条約のみならず、同条約の究極的な解釈権限を持つ米州人権裁判所が行った解釈も考慮に入れなければならない」⁽⁹²⁾。

た法規範を適用しない可能性について検討した。同様に、提出された他の3つの判決も、特定の事件において違憲性を疑われる規範の不適用を行う連邦選挙裁判所最高法廷および地域法廷の権限を認めている。

当事国は、最高法廷と地域法廷の双方が、直接的または間接的に、憲法に違反する選挙法の適用を控えた17の事件に言及しており、そのうち少なくとも4件は被選挙権に関わっている。さらには、被害者代表も、これらの「メキシコが示した先例が、政治選挙権の侵害を訴える市民が司法にアクセスするための[メキシコ]制度における重要な進展を示しており、実際に、[選挙異議申立法]10条は異議申立を行ううえでもはや障害となっていない。というも、「選挙裁判所が」、同法10条の規定に関わらず、いまやメキシコ憲法99条のもとで認められた[選挙法の合憲性統制を行う]権限を行使しているからである。*Castañeda Gutman, supra* note 76, *considerando* 20.

(90) *Ibid.*

(91) *Ibid.*, *considerando* 22.

(92) *Ibid.*, *considerando* 23; *Almonacid Arellano*, Sentencia, *supra* note 13, párr. 124; *Cabrera García y Montiel Flores, supra* note 3, párr. 225; *Gelman* Sentencia,

この文脈では、米州人権裁判所が以下の点を強調している。「メキシコ最高裁判所は、司法府が国内法の米州人権条約適合性を職務上当然に実施する義務を負い、その目的のために、メキシコ憲法1条の枠組を考慮にいれなければならないと明らかにし」ており⁽⁹³⁾、そのため、「司法府のすべての構成員による条約適合性統制の実現が職務上当然に要求され、当該責務をメキシコに対する米州人権裁判所判決上の義務と同様に捉えうることから、本件判決で当裁判所が判断したように、国内法のもとで、被選挙権の侵害を申立てた個々の候補者を保障する手続が利用可能かつ実効的であるよう確保されなければならないことは明白である」⁽⁹⁴⁾。ここでは、締約国によって主張された点、すなわち、「二次的立法と並行して、人権に関する[2011年]憲法改正が本件判決の有効性の実現を確保する」点が強調されている。この改正により、「選挙裁判所が、プロ・ペルソナ (*pro persona*) 原則にしたがい、市民の政治的選挙に関する権利を解釈する義務、および具体的事案において職務上当然に条約適合性統制を実施する義務を負うことになる」⁽⁹⁵⁾。以上から、「メキシコは、市民が被選挙権の法的規律の合憲性を申立てる可能性を実効的に確保するために、国内法の〔国際的基準との〕適合性に関する賠償措置を遵守した」と結論づけられた⁽⁹⁶⁾。

すべての締約国における米州人権条約の法的実効性の帰結として、動態的かつ相互補完的な (*dinámico y complementario*) 条約適合性統制もまた、米州人権裁判所判決の遵守または実施において、特にその遵守が国内裁判所に任される場合に、重要な役割を有する。この前提のもとでは、司法機関は、決定された内容の遵守を妨げる国内の規範、解釈および実践に対して、米州人権条約および米州人権裁判所判決を優先させる機能を有する⁽⁹⁷⁾。

最近の他の事例として、メキシコに対する *Radilla Pacheco* 事件、*Fernández Ortega* 事件、*Rosendo Cantú* 事件および *Cabrera García y Montiel Flores* 事件に

supra note 21, párr. 193, y *Gelman*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, *supra* note 1, Considerando sexagésimo sexto.

(93) *Ibid.*, considerando 25.

(94) *Ibid.*, considerando 26.

(95) *Ibid.*, considerando 24.

(96) *Ibid.*, considerando 27.

(97) *Apitz Barbera*, *supra* note 69, considerando 26; *Gelman*, Supervisión de Cumplimiento de Sentencia, *supra* note 1, considerando 73; *Las Masacres de Ituango*, *supra* note 61, considerando 30.

関する2015年の判決遵守監視決定を指摘できる。これらの先決的抗弁・本案・賠償・費用判決において、米州人権裁判所は、メキシコ軍隊員が被害者の人格的健全性 (*integridad personal*) を侵害した事案に関して、事実調査の段階で軍事裁判権が介入することが法的保障の侵害を生じさせていたため、メキシコ軍事司法典57条を国際基準に適合させるよう締約国に命じた。この意味で、軍事司法典57条 II 項 a による規定が、軍事規律または軍事分野に固有の法的利益と厳密な関係を持たない違法行為にまで軍事裁判権を及ぼしていた規範であり、それにより同裁判所が確立した基準を遵守しておらず、当該軍事裁判権を例外というよりもむしろ規則として作用させていたと判断された。

このように、米州人権裁判所は、軍事的刑事裁判権に関する国際基準に国内法を適合させる義務について判決遵守を総体的に監視するさいに、「メキシコにおける軍事裁判権の事項および人的管轄権の基準に言及する憲法および法律の解釈が当 [米州人権] 裁判所の判例で確立された原則に適合させられなければならない、それらの原則が前述の事件および軍隊構成員により行われたと主張されるすべての人権侵害に適用される必要がある」と述べた⁽⁹⁸⁾。同様に、「この点は、当事国が採用しなければならない法改正とは別に、「司法府こそが、条約適法性統制に基づき、通常の裁判所への事件の送付を即時的かつ職務上当然に行う責務を負うことを示している」とされた⁽⁹⁹⁾。

米州人権裁判所は、軍事司法典の改正を2014年に実現したメキシコ政府の努力を積極的に評価し、当該改正が軍事裁判権の範囲の制限を目的とした国内法秩序の重要な変更をもたらしたとの見解を示した。しかし、現行の軍事司法典では、責任者と被害者が軍隊構成員である違反行為も、責任者が軍隊構成員で被害者または法的利益の保有者が民間人ではない違反行為であっても、軍事裁判権に基づく審理と判断の対象であり続けるために、当該改正が不十分であると指摘した⁽¹⁰⁰⁾。このように、米州人権裁判所は、現行の立法が下記の判例上

(98) *Cabrera García y Montiel Flores*, Supervisión (2015), *supra* note 80, considerando 21; *Casos Radilla Pacheco, Fernández Ortega, y Rosendo Cantú*, Supervisión, *supra* note 81, considerando 21.

(99) *Cabrera García y Montiel Flores*, Supervisión (2015), *supra* note 80, considerando 21; *Casos Radilla Pacheco, Fernández Ortega, y Rosendo Cantú*, Supervisión, *supra* note 81, considerando 21.

(100) *Casos Radilla Pacheco, Fernández Ortega, y Rosendo Cantú*, Supervisión, *supra* note 81, párr. 20.

の基準に適合していない状態にあり続けると結論付けた。

- (i) 軍事裁判権は、たとえ加害者も被害者も軍隊構成員であるとしても、人権侵害の実行者を捜査し、その場合には、裁定および処罰するための権限のある管轄権ではなく、
- (ii) 軍事裁判権では、それ自体の性質により軍事的秩序に固有の法的利益を毀損する（現職の軍隊構成員により行われた）違法行為または過失のみを裁定しうる⁽¹⁰¹⁾。

d) 仮保全措置

条約適合性統制は、仮保全措置では比較的取り上げられることは少なく、これまで3つの事件で援用されている。

そのうち2つの決定は、2010年11月26日と2011年7月1日にアルゼンチンに関して下された *las Penitenciarías de Mendoza* 事件に関係している。この文脈における2010年の決定では、米州人権裁判所は、メキシコ連邦最高裁判所やメンドーサ州最高裁判所といった国内司法権による命令が有する影響の重要性を考慮に入れている。その具体例として、米州人権裁判所は、メンドーサ州司法府第二保護裁判所が、人身保護請求を通じて、「メンドーサ州の刑務所13館に収監されている受刑者の身体的および精神的健全性をいかなるときにも保障するすべての適切な措置」を即座にとるよう命じたことを看取している。同一の仮保全措置決定における類似の分析として、最高裁判所が2007年2月13日の判決で、憲法上の権利の守護者として、米州人権裁判所により命令された結果が達成されていないことを考慮し、20日以内に、メンドーサ州の刑務所の各部分が直面している状況に終止符を打つために必要な措置、および当該判決の本文に示された措置をとるよう我々の国家に要求せざるを得ないと述べた〔事実が米州人権裁判所によって参照されている〕⁽¹⁰²⁾。

これらの評価に照らし、米州人権裁判所は次のように述べている。「米州人権条約制度を特徴づける相完性 (*complementariedad y subsidiariedad*) および補完性 (*subsidiariedad*) 原則を考慮し、仮保全措置の採用または維持を命令することは、米州人権条約63条2項で予定されている状況、すなわち、当事国

(101) *Cabrera García y Montiel Flores*, Supervisión (2015), *supra* note 80, considerando 22; *Casos Radilla Pacheco, Fernández Ortega, y Rosendo Cantú*, Supervisión, *supra* note 81, considerando 22.

(102) *Asunto de las Penitenciarías de Mendoza respecto Argentina*, Resolución de 26 de noviembre de 2010, considerando 44 a y b.

に存在する通常の保障が不十分または非実効的であり、当該保障を優先させる能力または意志が国家機関に欠けている場合において正当化される。国内司法機関の決定がどのような手段を通じて遵守または実施されたかは定かではないが、当裁判所が発した仮保全措置命令に関わるメンドーサ州刑務所の状況について、国家機関が注意を払ってきたことは確実である。この事実から、当事国の国家機関が、今後必要とされる保障措置についても、然るべき条約適合性統制を適切に行行使し続けるであろうことが合理的に想定される」⁽¹⁰³⁾。

2011年7月1日の決定では、サン・フェリペ刑務所の受刑者に害を与える拷問行為の嫌疑があるとして、米州人権委員会が *las Penitenciarías de Mendoza* 事件における仮保全措置措置の再審を要請した。当事国であるメキシコは、自らの立場として、生命および人格的健全性への権利の安全および保障のための措置および行動をとっており、なかでも受刑者に対して徹底した身体的・精神的・司法的管理を行っていること、司法的調書を検査していること、一名の受刑者を仮釈放したことを強調した。さらには、〔異なる犯罪行為に関して起訴された3名の〕他の被告人に関しては、彼らの法的状況が決定されるまで、受刑者とは隔離し、異なる刑務所の監視員から構成された特別の警備隊を配備したモジュールに置いたこと、同様に、各週の医療的管理を実施したことが指摘された⁽¹⁰⁴⁾。問題視された拷問の責任者と認定された者については、隔離や罷免、行政的手続の開始、相当する調査の開始などといった様々な措置がとられたことも示された⁽¹⁰⁵⁾。当事国によってとられたすべての措置を踏まえ、米州人権裁判所は、非難に対応するために行政的および司法的機関が採用してきた多種多様かつ特筆すべき措置について当局が情報を開示したこと、その事実により、国内平面における予防および調査のための具体的な制度を促進させる意志が当事国に存することを示していると判断した。すなわち、国内当局は、米州人権裁判所が発した仮保全措置命令に関わるメンドーサ州刑務所の状況について注意を払ってきたのであり、米州人権委員会による仮保全措置の再審要求に至らしめた事実についても対応してきたのである。この事実から、当事国の国家機関が、その後必要とされた保障措置についても、然るべき条約適合性統制を適切に行行使し続けるであろうことが合理的に想定されたのである⁽¹⁰⁶⁾。

(103) *Ibid.*, considerando 45.

(104) *Ibid.*, considerando 19.

(105) *Ibid.*, considerando 21.

(106) *Ibid.*, considerando 40.

2つ目の事例として、ペルーに対する *Wong Ho Wing* 事件では、死刑の適用の危険性が存在する中国に被害者を引渡すための手続において採用した判断につき、当事国により情報が提供された。当事国ペルーにより仮保全措置の解除が要請された理由としては、*Wong Ho Wing* 氏の引渡しを控え、代理としてペルーで訴追手続を進めるよう憲法裁判所が命令していたことから、回復不能な損害を避けるための極めて重大かつ緊急の状況がもはや存在しなくなっていたという事情があった⁽¹⁰⁷⁾。結果として、米州人権裁判所は、憲法裁判所の決定、当事者により提出された情報、当事国による仮保全措置命令の要請、米州人権委員会の見解を考慮に入れて、受益者の健全性および生命に対する回復不能な損害を回避するための極度の重大性、緊急性および必要性の条件がもはや満たされなくなり、したがって仮保全措置の解除が妥当であると判断した⁽¹⁰⁸⁾。このように、本件では、仮保全的手続における米州人権条約上の権利尊重・確保義務の実施という文脈で、*Wong Ho Wing* 氏の人格的健全性が危険に晒されたであろう中国への引渡し回避されたことで、ペルー憲法裁判所により実現された条約適合性統制が評価されたのである⁽¹⁰⁹⁾。

V. 法的根拠

条約適合性統制の法的根拠は、主に米州人権条約1条1項〔権利尊重義務〕・2条〔国内法上の効力〕・29条〔解釈に関する制限〕、およびウィーン条約法条約26条〔合意は守られなければならない〕・27〔国内法と条約の遵守〕に存する。米州人権条約1条1項および2条は、同条約により承認された権利および自由を実効的に保障するための国家実践を発展させる義務を規定しており、それゆえに、〔条約上の諸権利を〕尊重および〔それらの行使を〕確保する義務を遵守するように国内法を創設し解釈することが必要とされる。さらに、米州人権条約29条に基づき、国家機関は、基本的権利および自由の実効的享受に最も資する解釈を通じて、同条約に規定される権利および自由の享受および行使を最大限に許容する義務を負う。最後に、ウィーン条約法条約26条および27条にしたがい、信義誠実 (*buena fe*)、実効性 (*efecto útil*)、〔合意は守

(107) *Wong Ho Wing respecto de Perú*, Resolución de 10 de octubre de 2011, considerando 6.

(108) *Ibid.*, considerando 10.

(109) *Ibid.*, considerando 11.

られなければならない (*pacta sunt servanda*)」といった諸原則, そして条約不履行の正当化根拠としての国内法の援用禁止は, 米州人権条約上の締約国義務の遵守を確保する国家機関の責務を補完的に強化する。これら諸要素が全体として条約適合性統制を支えているのである。

筆者としては, 米州人権条約25条〔司法的保障を受ける権利〕も司法的条約適合性統制を実施するための法的根拠の一部を構成すると考えている。というのも, 同条は, 関係国の憲法, 法律または同条約により認められた基本的権利を侵害する行為から保護されるように, 簡易で, 迅速かつ実効的な訴えを権限ある裁判官または裁判所に提起する権利を規定しているからである。この規定から, 同条は, 国内法および条約を淵源とする基本的権利が確保されるための権利を確立し, 諸権利を統合する要素を形成しているのである⁽¹¹⁰⁾。

VI. 構成要素

条約適合性統制理論を構成する諸要素は, (i) 当該義務を負う国家機関, (ii) 国家機関が統制を達成する水準, (iii) 統制を実施するための基準 (*parámetro*) に分類される。

第一の要素に関して, 条約適合性統制は, 行政府・立法府・司法府のどれに責務があるかに関わらず, すべての国家機関に及ぶ。なぜなら, 米州人権条約1条1項, 2条および29条にしたがい, 権利を尊重し確保する義務は, 総体としての国家に適用され, したがって, 国内法が定める権限配分に依存しないからである。しかし, 当該義務の遵守は, 米州人権条約25条〔司法的保障を受ける権利〕および1条1項〔権利尊重義務〕にしたがい, 国内法秩序において(国内法上および条約上の)基本権を保障する中心的役割を果たすがゆえに, とくに司法府および／または法廷, 憲法裁判所および憲法部に委ねられることになる。このように, 国内裁判官は, その階位, 権限の程度または専門分野にかかわらず, 米州人権条約に規定された権利の第一義的かつ真正の (*primer y auténtico*) 守護者として振舞わなければならない。

上記の指摘は, すべての国家機関が条約適合性統制を同等の水準で達成しなければならないということを意味しない。なぜなら, それを実現する方法は国

(110) Véase el voto concurrente en *Liakat Ali Alibux*, *supra* note 37, párrs. 127 a 134.

内法に条件づけられているからである。すでに述べたように、米州人権裁判所が第二の要素を確立した *Trabajadores Cesados del Congreso vs. Perú* 事件判決 (2006年) では、当該国家機関 (同事件では裁判官) が「職務上当然に」、しかし、「各機関の権限および相当する手続規則の範囲内において」、条約適合性統制を実現しなければならないとされた⁽¹¹¹⁾。したがって、たとえば、すべての裁判官が具体的事案において国内憲法に違反する法律の適用を控える分散型 (difuso) 規範統制制度では、すべての国内裁判官が条約違反の規範を不適用にする権限を持つことで、条約適合性統制の水準は最大限となる。反対に、分散型合憲性統制が許容されていない制度では、条約適合性統制の水準は減退することになるが、その場合であっても裁判官はすべての場合に米州人権条約に適合するよう解釈する義務を負う。当然ながら、条約適合性統制の水準にこれらの階調が存在するという事実は、国家機関がそれぞれの権限および相当する手続規則にしたがい職務上当然に条約適合性統制を行うという義務とは、切り離して考えられるべきである。

第三の要素である統制基準との関係では、条約適合性統制を実施するための基礎として作用する規範は、米州法典に含まれる規範群、すなわち、米州機構の枠内で創設された人権条約、米州人権裁判所による解釈、特定の条約に基づく義務の範囲を同定するうえで関連する他のソフト・ロー文書などの総体を指す⁽¹¹²⁾。このように、統制基準として働く規範のカatalog (各国の署名、批准または加入に依存し、さらには条約の趣旨および目的に反しない留保も考慮に入れられる) は、米州人権条約に規定された規範、経済的・社会的・文化的権利に関する (サン・サルバドル) 議定書および死刑廃止に関する議定書、そして拷問の防止及び処罰に関する米州条約、米州強制失踪条約、女性への暴力の防止・処罰・廃絶に関する米州条約 (ベレン・ド・パラ条約)、米州障害者差別撤廃条約などの他の条約から構成される。以上から、統制基準は有権的な

(111) *Trabajadores Cesados del Congreso, Sentencia, supra* note 12, párr. 128.

(112) *Ver* CADH, artículo 29 b) y d); *ver también Caso Familia Pacheco Tineo Vs. Bolivia*, Sentencia de 25 de noviembre de 2013, párr. 143 (米州人権裁判所は、米州人権条約29条 b 項により、同裁判所が特定の分野に特化した国際法の他の法源 (この場合には、とくに国際難民法) に照らして米州人権条約を解釈することが可能になるとの見解を示している。この基準は、同条約の他の条項、たとえば26条 [経済的・社会的・文化的権利の漸進的發展] などにも適用可能とされる。)

「条約適合性ブロック」(ひいては国内平面の「合憲性ブロック」に含まれうる)を形成するものと主張されうる。

当然ながら、この米州法典については、(a) 人種主義、人種差別および関連する不寛容に対する米州条約(2013年)、(b) あらゆる形態の差別および不寛容に対する米州条約(2013年)、より最近では、高齢者の人権保障に関する条約(2015年)など、(効力発生に至っていない)近年に採択された最新の文書に留意しなければならない。付け加えて言及されるべき文書として、コチャパンバ(ボリビア)で2012年に採択された米州社会憲章がある。同憲章では、経済的・社会的・教育的・文化的・科学的・技術的分野の発展が統合的に含められており、締約国はそれぞれの発展目標を達成するよう努力することになる。

しかしながら、(*Almonacid Arellano* 事件判決を主要判例とする)条約適合性統制の本質を構成する要素は、米州人権条約、より一般的には米州法典を適用する締約国義務だけでなく、米州人権裁判所によって確立された同条約の解釈も含まれる。そして、同条約の規範性に付された解釈は、争訟事件で宣言された判決により確立された内容のみならず、同裁判所が発した他の決定を通じて明らかにされた解釈も対象となる。それらの解釈には、「仮保全措置」、「判決遵守監視」、さらには米州人権条約67条の意味での「判決解釈」請求で行われたものも含まれる。同様に、同条約64条に規定される「勧告的意見」から派生した解釈も、「米州人権条約またはアメリカ大陸の諸国家の間における人権保障に関する他の条約の解釈」を示す目的を有するがゆえに、条約適合性統制の本質を構成する要素に含まれることになる⁽¹¹³⁾。

したがって、国家機関は、たとえ自身が帰属する国家が事件当事国ではなかったとしても、(米州人権条約29条の規定されるように、常に〔個人にとって〕有益となる)条約判例を適用する義務を負う。なぜなら、米州人権裁判所判例の一体性は、同裁判所がその適用可能性および実効性の地域的基準を創設するという目的のもとで米州法典を具現化するという解釈により特徴づけられているからである。この観点から、条約適合性統制を的確に理解するうえで非常に重要である。というのも、締約国が署名や批准または加入を行い、その不遵守が国際責任を生じさせるにも関わらず、もし当該国が条約判例上の義務を「直接

(113) Ver en general *Opinión Consultiva OC- 1/82*, 24 de septiembre de 1982, relativa a "Otros Tratados" objeto de la función consultiva de la Corte (art. 64 Convención Americana sobre Derechos Humanos), presentada por el gobierno del Perú.

の当事者」となる事件のみに限定するならば、米州人権条約の本質および実効性を喪失させてしまうからである。

実際に、米州人権条約の「規範的効力」は、米州人権裁判所が具体化した同条約の解釈に及んでいる。同裁判所が取り組んできた条約規定の解釈は、条約規定それ自体と同等の効力を得る。事実として、「条約規範」は、米州法典の「適用および解釈を目的とする自律的な司法」機関である米州人権条約が実施してきた「条約解釈」の結果を意味するのである⁽¹¹⁴⁾。換言するならば、米州人権条約の解釈こそが最終的に同条約の判例を形成するのである。

Ⅶ. 目的

上記の説明を踏まえると、条約適合性統制理論が追求する主要目的を少なくとも3つ指摘できる。

第一の目的は、米州人権条約、より一般的には米州法典に明白に適合しない国内法規範の適用の防止、とくに強制失踪・超法的殺害・人道に対する犯罪や他の重大な人権侵害に関して不処罰を許容する恩赦法の場合など、遡求的に無効とされる法律の適用を防止することである。このアプローチは（条約適合性統制理論の発端となった）*Almonacid Arellano* 事件で取り入れられ、*Gomes Lund y otros* (“*Guerrilla de Araguaia*) vs. *Brasil* 事件判決（2010年）や *Gelman* 事件判決（2011年）など同種の法律の適用が問題となった他の事件でも繰り返し採用された。

このアプローチは、軍事裁判権行使の正当性が問題視された事件でも用いられてきた。その具体例である *Radilla Pacheco* 事件において、米州人権裁判所は、いかなる状況下でも、市民に対する人権侵害が関わる場合には軍事裁判権を行使しえないとの判断を下した⁽¹¹⁵⁾。この文脈では、「軍事裁判所が市民に対する人権侵害をもたらす行為を審理するさいには、必然的に現職の軍事的地位を有する責任者に対してのみならず、対応する実効的な賠償に加えて真実および正義への権利を効果的足らしめるための手続に参加する権利を有する被害者の市民に対しても、裁判権を行使する」ことが強調されている⁽¹¹⁶⁾。それゆえ、

(114) Artículo 1 del Estatuto de la Corte IDH, aprobado por resolución núm. 448 de la Asamblea General de la OEA, en la Paz, Bolivia (octubre de 1979).

(115) *Radilla Pacheco*, Sentencia, *supra* note 20, párr. 274.

(116) *Ibid.*, párr. 275.

「人権侵害の被害者およびその近親者は、権限ある裁判所によって、適正手続に関する法および公正な裁判を権利にしたがい、それらの侵害行為が認知され、解決される権利を有する」との見解が示された⁽¹¹⁷⁾。

結果として、*Radilla* 事件判決では、軍事裁判権の事項的および人的管轄権の基準に関する憲法上および立法上の解釈が、条約適合性統制を通じて、米州人権裁判所判例上の原則と適合させられなければならないとされた⁽¹¹⁸⁾。軍事司法典57条が米州人権条約と不適合である以上、米州人権裁判所の管轄権に服した事件においては、メキシコの国内機関が当該規範を適用してはならないと判断された⁽¹¹⁹⁾。前述の軍事司法典57条は、軍事活動中の行為であるとの理由だけで、すべての軍隊構成員に通常の違法行為の責任を負わせる裁定を軍事裁判所に許容してきた。この事実は、米州人権裁判所が *Loaiza Tamayo vs. Perú* 事件判決（1997年）で示した適正手続への権利の侵害を意味している。

第二の目的は、米州人権条約や他の条約で保障される権利を尊重し確保する義務、また米州人権条約68条1項が規定するように、締約国に対して下された判決をすべての国家機関が適切に遵守するための制度として貢献することにある。この場合、条約適合性統制は、国内制度と米州人権条約制度の相補性（*complementariedad*）（補完性（*subsidiariedad*））を基本権保障における真の「統合的制度（*sistema integrado*）」として強化することを目指すことになる。

最後に、第三の目的は、対話（*diálogo*）の促進、とくに基本権に完全な実効性を与える目的で、国内裁判所と米州人権裁判所の間で繰り広げられる人権分野の司法的対話促すことである。この実践は、すべての人間の尊厳を保障し、地域の民主主義を強固にする目的のもと、共通憲法（*ius constitutionale commune*）を統合的に形成するうえで必要な要素となる。

いまや条約適合性統制は、ラテン・アメリカ共通憲法の構築において、最も重要な要素の一つとなった。この理論は、米州人権条約締約国の国内機関と米州人権裁判所の間での司法的対話を発展させ、人権分野における共通基準を創出する法的原理として貢献している。条約適合性統制の存在は、国内平面で人権保障の問題に関わる事件を解決するための規範的尺度として米州法典—米州人権裁判所判例を含む—を援用するうえで、国内機関が頼るべき新たな手段としての役割を果たしてきたのである⁽¹²⁰⁾。

(117) *Ibid.*, párr. 275.

(118) *Ibid.*, párrs. 339-340.

(119) *Ibid.*, párrs. 339-340.

(120) Al respecto pueden verse: Von Bogdandy, Armin, Ferrer Mac-Gregor, Eduardo y Morales Antoniazzi, Mariela (coords.), *La Justicia Constitucional y su Internacionalización. ¿Hacia un Ius Constitutionale Commune en América Latina?*, T. I y II (2011); y von Bogdandy, Armin, Fix Fierro, Héctor y Morales Antoniazzi, Mariela (coords.), *Ius Constitutionale Commune en América Latina. Rasgos, potencialidades y desafíos* (2014), editadas ambas obras colectivas por el Instituto de investigaciones jurídicas de la UNAM y el Instituto Max Planck de Derecho Público Comparado y Derecho Internacional de Heidelberg.